

振興資金(転業)及び創業支援資金の添付資料等について

必要数

個人・法人 共通 必要資料	1	<input type="checkbox"/> 設備資金等の見積書の写し (融資申込人宛のもの。法人の場合は法人宛)	1
	2	<input type="checkbox"/> 許認可証・登録証・国家資格を証する書面の写し	1
	3	<input type="checkbox"/> 開業届・設立届の写し(既に開業している場合)	1
	4	<input type="checkbox"/> 借入金(現在返済中のもの)明細書	1
	5	<input type="checkbox"/> 預貯金通帳の写し等自己資金として認められる書類の写し	1
	6	<input type="checkbox"/> 資金繰り表、運転資金の説明資料(算出根拠等)	1
	7	<input type="checkbox"/> 不動産の賃貸(仮)契約書の写し	1
	8	<input type="checkbox"/> 特許・実用新案等の権利を証する書面の写し	1
	9	<input type="checkbox"/> 新製品開発の申込みの場合 新製品事業計画書(新製品の概要説明書)	1
	10	<input type="checkbox"/> その他(必要に応じて、土地家屋登記簿謄本、関係法人の確定申告書(決算書)などの追加資料を提出していただく場合があります。)	1

個人 事業主	本人	◎ 1	<input type="checkbox"/> 住民票※マイナンバー(個人番号)と本籍の記載がないもの。記載がある場合は、 マスキング(見えないように塗りつぶし)をしたもの (外国人の場合は、在留カード又は特別永住者証明書の写し(表裏))	2
		◎ 2	<input type="checkbox"/> 印鑑登録証明書	2
		◎ 3	<input type="checkbox"/> 市民税・県民税(個人)納税証明書	3
		◎ 4	<input type="checkbox"/> 給与所得の源泉徴収票の写し又は確定申告書の写し ※マイナンバー(個人番号)の記載がないもの。記載がある場合は、マスキング(見えないよ うに塗りつぶし)をしたもの	1
		5	<input type="checkbox"/> 雇用保険被保険者離職票の写し又は離職を証明できるもの	1
		6	<input type="checkbox"/> 固定資産課税台帳記載事項証明書又は固定資産税納税通知書の写し	1
		7	<input type="checkbox"/> (個人・法人共通必要書類1から10)	-

法人	法人	◎ 1	<input type="checkbox"/> 履歴事項全部証明書(分社化の場合は、出資する側の法人分も必要)	2
		◎ 2	<input type="checkbox"/> 印鑑証明書	2
		◎ 3	<input type="checkbox"/> 定款、財産目録	1
		4	<input type="checkbox"/> 市民税(法人)納税証明書	3
		5	<input type="checkbox"/> 確定申告書(決算書)の写し ※確定申告が終了している場合	1
		6	<input type="checkbox"/> 試算表	1
		7	<input type="checkbox"/> 固定資産課税台帳記載事項証明書又は固定資産税納税通知書の写し	1
		8	<input type="checkbox"/> (個人・法人共通必要書類1から10)	-
	連帯保証人 (代表者)	◎ 9	<input type="checkbox"/> 住民票※マイナンバー(個人番号)と本籍の記載がないもの。記載がある場合は、 マスキング(見えないように塗りつぶし)をしたもの (外国人の場合は、在留カード又は特別永住者証明書の写し(表裏))	2
		◎ 10	<input type="checkbox"/> 印鑑登録証明書	2
		◎ 11	<input type="checkbox"/> 市民税・県民税(個人)納税証明書	3
		◎ 12	<input type="checkbox"/> 給与所得の源泉徴収票の写し又は確定申告書の写し ※マイナンバー(個人番号)の記載がないもの。記載がある場合は、マスキング(見えないよ うに塗りつぶし)をしたもの	1
		13	<input type="checkbox"/> 雇用保険被保険者離職票の写し又は離職を証明できるもの	1
		14	<input type="checkbox"/> 固定資産課税台帳記載事項証明書又は固定資産税納税通知書の写し	1

注1) ◎がついている資料が添付されていない場合は、融資申込みを受付しません。

注2) 無印については、既に資料がある場合は必ず提出してください。資料がない場合は提出を依頼する場合があります。

注3) 上記の添付資料等は、融資資格審査のための資料とするものであり、他の目的に使用することは一切ありません。(御提出いただいた書類は返却いたしません。)また、必要数「3」の資料の提出先は、申込金融機関、川崎市信用保証協会及び川崎市です。必要数「2」の資料の提出先は、申込金融機関及び川崎市です。

注4) 企業診断を省略できる場合、必要数「3」のものについては「2」とし、「2」のものは「1」とします。